

選挙管理委員会について

1 設 置

選挙管理委員会は、公職の選挙に関する事務を管理するため、地方自治法に基づき設置される執行機関で、4人の委員で構成されます。

委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治および選挙に関して公正な識見を有するもののうちから、県議会において選挙されます。

任期は4年。委員中に欠員が生じた場合、委員長は補充員の中から委員を補欠します。

(地方自治法第180条の5、第181条～第194条)

2 選挙管理委員会の会議および表決

選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができません。

議事の表決は出席委員（委員長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによります。（地方自治法第189条、第190条）

3 職務および権限

選挙管理委員会は、公職選挙法、地方自治法、政治資金規正法等の法令の定めるところにより、選挙に関する事務およびこれに関する事務を管理します。

4 選挙管理委員会委員（任期：平成31年12月21日まで）

職 名	氏 名	所属政党
委員長	世古 正	自由民主党
委員長職務代理者	大井 豊	民進党
委員	辻村 克	無所属
委員	中原 淳一	無所属